

## 第10章 ローレルコート真美ヶ丘団地管理組合の情報管理

### (目的)

第1条 この細則は、当団地管理組合の情報管理とその手法に関し、当該団地建物所有者に対しては共同生活全般のサービス向上を、また、当団地外部に対しては当団地の付加価値を高める目的での情報発信をその主な目的とする。

### (遵守義務)

第2条 団地管理上必要な情報を管理する当団地管理組合理事会、及び管理を委託された管理会社の管理員は、上記目的において、当団地建物所有者或いは社会一般に対し不利益となる情報については十分配慮し管理・運用する義務を負う。また、業務上知り得た内容に対しては守秘義務を負う。

### (運用形態)

第3条 情報管理の運用については、当団地管理組合理事会役員及び管理会社から派遣されている管理員を基本とするが、情報管理を円滑に運用・実施する目的で、理事以外の当団地建物所有者をその任に任命することができる。当団地管理組合理事会役員以外で任命された者は、第2条の遵守義務を負う。

### (情報管理及び運用に用いる装置)

第4条 当団地管理組合は情報管理にあたりパーソナルコンピュータ(以下パソコン)を利用する。

### (装置及び情報の管理及び制限)

第5条 当団地管理組合が所有するパソコンは、その使用に対しパスワードで使用者を制限する。また、必要に応じてパソコン内に蓄積されている情報に対してアクセス制限を設ける場合がある。

第6条 当団地管理組合が所有するパソコンの使用を許可される者は、次の各号に該当する者である。各号に該当する者に対し、当団地管理組合理事長は共通或いは個別のID及びパスワードを付与する。

- (1) 当団地管理組合理事会の役員
- (2) 当団地の管理を委託された管理会社が派遣する管理員
- (3) その他、当団地管理組合理事会が必要と認めた者

### (情報化の手法)

第7条 当団地管理組合は情報化を実施する手法の一つとして情報発信としてはホームページを運用し、また、情報受信としてはEメールを活用する。

第8条 ホームページ運用の担当は、当団地管理組合の副理事長を広報担当者とする。

### (ホームページ運用上の遵守義務)

第9条 当団地管理組合理事会はホームページの管理・運用に際し、次の各号を遵守する。

- (1) ホームページは、当団地管理組合理事会が承認したサーバー管理会社に置く。
- (2) ホームページで公開する情報については、当団地管理組合理事会が承認した項目とし、公開する情報の内容に応じて共通或いは個別のID及びパスワードによるアクセス制限を設ける。
- (3) 議事録の閲覧等、現在制定されている理事会と各団地建物所有者との処理において、ホームページ或いはEメールを通じて実施可能であると当団地管理組合理事会で判断した項目については、各団地建物所有者の求めに応じてこれを利用する。その際、利用者を制限する必要がある事項については、ID及びパスワードで利用者を制限する処理を実施する。